

## ケアハウスういすたりあ運営規程

(特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護)

(事業の目的)

第 1 条 社会福祉法人則信会が運営するケアハウスういすたりあ（以下「施設」という）において実施する特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護（以下、「特定施設入居者生活介護等」という）の事業の運営および利用について必要な事項を定め、特定施設入居者生活介護等の円滑な運営を図ることを目的とする。

この事業者が行う特定施設入居者生活介護等の事業は、特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援、世話、機能訓練および療養上の世話を行うことにより、利用者の心身機能の回復を図り、生活機能の維持または向上を目指すとともに、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るように支援することとする。

(運営の方針)

第 2 条 事業者は、利用者の要介護状態等の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、認知症の状況等利用者の心身状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を計画的に行う。

- 2 サービスの提供は、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行う。
- 3 特定施設入居者生活介護等の提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者またはその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 4 特定施設入居者生活介護等の提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わない。
- 5 事業者は、自らその提供する特定施設入居者生活介護等の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

(事業所の名称および所在地)

第 3 条 この事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 事業所名 ケアハウス ういすたりあ
- (2) 神奈川県平塚市西真土 4 丁目 23 番 35 号

(職員の職種、員数および職務内容)

第 4 条 この事業所に勤務する職員の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1 名（常勤兼務）

管理者は、事業所の職員の管理および特定施設入居者生活介護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、職員に法令等の規程を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 生活相談員 1名（常勤専従）

生活相談員は、利用者またはその家族に対し、日常生活等必要な相談に適切に応じ、社会生活に必要な支援を行う。

(3) 看護職員 1名（常勤兼務）2名以上（非常勤兼務）※常勤換算としては1名

看護職員は、常に利用者の健康状態を把握し、健康保持に努める。

(4) 介護職員 1名以上（常勤専従）4名以上（常勤兼務・非常勤兼務含む）

介護職員は、特定施設入居者生活介護等の提供にあたる。

(5) 機能訓練指導員 1名（常勤兼務）2名以上（非常勤兼務）

機能訓練指導員は、利用者が日常生活を送る上で必要な生活機能の改善または維持のための訓練を行う。

(6) 計画作成担当者 1名（非常勤専従）

計画作成担当者は、特定施設サービス計画を作成する。

(7) 事務職員 1名（常勤兼務）

庶務及び経理事務にあたり、必要な簿冊の管理を行う。

（入居定員および居室数）

第5条 事業所の入居定員は、対象者を含めて40名、居室数は40室とする。

（特定施設入居者生活介護等の内容）

第6条 介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 特定施設サービス計画の作成
- (2) 入浴、排せつ、食事、移動、口腔ケア等の介護
- (3) その他の日常生活上の支援・世話
- (4) 機能訓練
- (5) 健康管理
- (6) 相談および援助
- (7) 利用者の家族および地域との連携

（利用料その他の費用）

第7条 特定施設入居者生活介護等の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、特定施設入居者生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、その介護保

険負担割合証の利用者負担の割合額とする。

- 2 前項に規定するもののほか、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受ける。
  - (1) 介護保険サービス（特定施設サービス計画に定めるサービス）内の定めを超えた利用者が希望するサービス
  - (2) 理容・美容のサービス
  - (3) 利用者が希望するレクリエーション・クラブ活動のうち施設職員による提供外のサービスの費用、また、施設職員による提供サービスとは別に要する材料代等の実費
  - (4) 利用者が希望する日常生活上必要となる諸費用の実費
  - (5) 利用者の希望する介護保険対象外のサービスの実費
- 3 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、特定施設入居者生活介護等利用契約書、あるいは重要事項説明書にてそのサービスの内容および費用を示し、利用者の同意を得るものとする。

（施設の利用にあたっての留意事項）

第8条 施設の利用にあたっての利用者の留意事項は、次のとおりとする。

- (1) 利用者は、事業所の職員の指導による日課を励行し、共同生活の秩序を保ち、利用者相互の親睦を努めるものとする。
  - (2) 利用者が外出・外泊を希望する場合には、所定の手続により管理者に届け出るものとする。
  - (3) 利用者は、健康に留意するものとする。
  - (4) 利用者は、清潔、整頓その他環境衛生のために協力するものとする。
- 2 利用者は、施設内で次の行為をしてはならない。
- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、または自己の利益のために他人の利益を侵すこと
  - (2) けんか、口論、飲酒酔いなどで他の利用者に迷惑を及ぼすこと
  - (3) 共同生活の秩序若しくは風紀を乱し、または安全衛生を害すること
  - (4) 指定した場所以外で火気を用いること
  - (5) 故意に施設あるいは物品に損害を与え、または物品を持ち出すこと

（緊急時等における対応方法）

第9条 特定施設入居者生活介護等の提供を行っているときに利用者の病状の急変、その他の場合は、速やかに主治医または協力医療機関に連絡するかあるいは救急車両を要請する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告し利用者の家族等に連絡しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 10 条 事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること
- (2) 事故が発生した場合又はその危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策について、職員に周知徹底する体制を整備すること
- (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び職員に対する研修（年 2 回以上）を定期的に行うこと
- (4) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置くこと

2 事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、応急措置、医療機関への搬送等の措置を講じ、速やかに市町村及び利用者の家族等に連絡するとともに、顛末記録、再発防止対策に努めその対応について協議する。

3 事業者は、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。ただし、事業者及び従業者の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではない。

(非常災害対策)

第 11 条 事業者は、消防計画および風水害、地震等の災害に対処するための計画を定め、非常災害時の関係機関への通報体制を整備し、定期的に職員に周知するとともに、非常災害に備えるため、年 2 回以上避難、救出その他必要な訓練を行う。

(業務継続計画の策定)

第 12 条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行う必要がある。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第 13 条 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、所轄庁からの文書の提出・提示の求め、又は所轄庁職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。所轄庁からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、神奈川県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、神奈川県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告する。

(虐待の防止)

第 14 条 事業者は、入所者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- 2 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を行い、その責任者は管理者とする。
- 3 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行う。
- 4 介護職員その他の職員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めるものとする。
- 6 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

(身体的拘束等の禁止)

第 15 条 施設はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その対応及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

2 施設は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(記録の整備)

第 16 条 指定特定施設入居者生活介護は、利用者に対する施設サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存しなければならない。

- (1) 特定施設入居者生活介護サービス計画
- (2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
- (4) 苦情・相談等に関する記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 施設は、サービスの提供にあたってあらかじめ入居申込者やその家族に対して、等運営規程の概要、職員の勤務体制、利用料の詳細等の重要事項を記した文章を交付し説明を行う。

- 2 職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密や個人情報等を漏らしてはならない。
- 3 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことがないよう、職員でなくなった後においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨を職員との雇用契約に定めるものとする。
- 4 看護職員または介護職員を特定施設入居者生活介護等以外のサービス提供に当たる職員と明確に区分するための措置として勤務表を掲示する。
- 5 当該利用者または他の利用者の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様および時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由等を記録するものとする。なお、手順等については管理者が判断し、管理者が手順等の責を負うものとする。
- 6 施設は常に地域社会との連携を深め、入居者が地域の一員として自立した生きがいのある生活が営めるよう、配慮しなければならない。
- 7 職員の資質の向上のために、次のとおり研修の機会を設けるものとする。
  - (1) 採用時研修 採用後 2 ヶ月以内
  - (2) 法人内部研修 年 6 回以上 (法人外部研修に於いてはその都度希望を募る)
- 8 施設は、入所者に対する処遇に直接携わる職員のうち(看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第 8 条第 2 項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。)に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。
- 9 この規程に定めるもののほか、この事業の運営に関する事項は、社会福祉法人則信会との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 5 月 18 日から施行する。

この規程は、令和 1 年 10 月 1 日から施行する。(別紙 その他の利用料一部変更)

この規程は、令和 3 年 7 月 1 日から施行する。(第 11 条 定期的な訓練回数の変更)

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。(別紙 科学的介護推進体制加算追加)

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。(第 15 条 身体的拘束等の禁止追加)

この規程は、令和 6 年 3 月 1 日から施行する。(業務継続計画の策定追加)

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(第 16 条 記録の整備追加・別紙 介護  
保険負担等一部変更)

この規程は、令和 6 年 10 月 1 日から施行する。(別紙 生活費変更)

この規程は、令和 6 年 12 月 1 日から施行する。(別紙 事務費一部変更)

別 紙

介護保険利用料及びその他のサービス等利用料一覧

1 介護保険負担等

① 1か月の基本介護報酬負担額 (31日/月で計算)

介護度	1か月の利用料 (1割)	1か月の利用料 (2割)	1日単位	地域区分 単価
要支援1	5,928円	11,856円	183単位	10.45円
要支援2	10,139円	20,279円	313単位	10.45円
要介護1	17,558円	35,116円	542単位	10.45円
要介護2	19,728円	39,457円	609単位	10.45円
要介護3	21,996円	43,992円	679単位	10.45円
要介護4	24,101円	48,203円	744単位	10.45円
要介護5	26,337円	52,674円	813単位	10.45円

② 加算の負担 介護職員処遇改善加算Ⅲ 1か月の合計単位数の11.0%  
科学的介護推進体制加算 1か月40単位

※介護処遇改善加算に於いては、年度ごとに見直しを行い変更する場合があります。変更の際は、その都度必要に応じてご説明とご連絡差し上げます。

※上記の①+②=利用者負担金は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しています。居宅サービス計画を作成しない場合など「償還払い」となる場合には、いったん利用者が利用料（10割）を支払い、その後市町村に対して保険給付分（9割）を請求することになります。

2 事務費

対象収入による階層区分		本人からの徴収額 (円/月)	
		要支援1以上	自立
1	1,500,000円以下	10,000円	10,000円
2	1,500,001円～1,600,000円	13,100円	13,100円
3	1,600,001円～1,700,000円	16,100円	16,100円
4	1,700,001円～1,800,000円	19,100円	19,100円
5	1,800,001円～1,900,000円	22,200円	22,200円

6	1,900,001 円～2,000,000 円	25,300 円	25,300 円
7	2,000,001 円～2,100,000 円	30,300 円	30,300 円
8	2,100,001 円～2,200,000 円	35,400 円	35,400 円
9	2,200,001 円～2,300,000 円	40,500 円	40,500 円
10	2,300,001 円～2,400,000 円	41,400 円	45,600 円
11	2,400,001 円～2,500,000 円		50,600 円
12	2,500,001 円～2,600,000 円		57,700 円
13	2,600,001 円～2,700,000 円		64,800 円
14	2,700,001 円以上		70,000 円

※県が金額を設定することとなっており、改定される場合があります。

3 生活費 月額 54,124 円

※県が上限金額を設定することとなっており、改定される場合があります。

4 管理費

入居一時金		管理費月額
A 方式	200,000 円	50,500 円
B 方式	3,000,000 円	33,500 円
C 方式	8,915,000 円	0 円

※入居一時金をご入居時にかかる費用です。A 方式の入居一時金は入居時に償却されます。

B・C 方式の入居一時金は、20 年均等償却で未経過分は返還されます。

5 その他の利用料

- (1) 専用居室内において利用者が個人的に利用する水道、電気、通信費等については、そのサービスを提供する会社等との契約により料金を支払うこととする。
- (2) 施設内の自動販売機、コイン式洗濯・乾燥機等の利用は、利用者の個人負担とする。
- (3) その他、利用者が希望した場合、自費負担となるサービス

移送サービス			外出付き添いサービス
料金 (片道)	半径 2 キロ以内	700 円	1,500 円/30 分 * 協力医療機関や緊急時の医療機関の付き添い費用はかかりません。
	半径 2 キロ以上(市内)	1,400 円	
	※ 相乗りは折半		

\* 特定入居者の協力医療機関までの移送料金はかかりません。

理美容室		
料金	カット	1, 250円(水光熱費等の150円含む)
	パーマ	3, 300円(水光熱費等の200円含む)
	毛染め	2, 800円(水光熱費等の200円含む)
	理髪	2, 250円(水光熱費等の150円含む)

\* 理美容については、利用当日現金にて理美容ボランティアさんへお支払いください。また、表示金額のうち150~200円は整髪料やタオル洗濯手数料、水光熱費として当施設で頂戴しております。ご了承ください。

そ の 他		
クラブ活動費	クラブ活動で使用する材料費	実費
外出行事参加費	施設で予定する外出行事参加費	実費
クリーニング費	普段着以外のクリーニング費	実費
紙オムツ費	特定施設入居者生活介護オムツ料金表に記載	
F A X	20円/回	
コピー	白黒	10円/枚
	カラー	50円/枚

特定施設入居者生活介護オムツ料金表						
(入居者様用)						
名称	サイズ	単価(1枚)		1袋単価		(何枚入)
テープ止めオムツ	L	115	円	2,200	円	(20枚)
テープ止めオムツ	M	100	円	2,200	円	(23枚)
テープ止めオムツ	S	95	円	2,200	円	(24枚)
リハビリパンツ	L	110	円	2,100	円	(20枚)
リハビリパンツ	M	100	円	2,100	円	(22枚)
リハビリパンツ	S	95	円	2,080	円	(24枚)
尿取りパット	夜	80	円	2,160	円	(36枚)
尿取りパット	昼	30	円	1,380	円	(42枚)
尿取りパット	小	75	円	1,120	円	(16枚)

※ 原材料費や物流コストなどの影響により、定期的に価格の見直しをする場合がありますのでご了承ください。